住所　神戸市兵庫区水木通８丁目１番24号
　李根君　昭和52年８月８日生
　崔英姫　昭和54年９月17日生
　李有　平成20年10月17日生
住所　神戸市東灘区森南町２丁目２番19号
　張琳荷　昭和54年５月24日生
住所　兵庫県三田市ゆりのき台１丁目２番地１
　李相錫　昭和41年４月９日生
　楊春卿　昭和42年３月４日生
　李東炫　平成８年５月３日生
　李栄炫　平成11年11月26日生
住所　兵庫県伊丹市寺本４丁目79番地
　尼那木吉力　昭和53年９月28日生
住所　兵庫県高砂市北浜町牛谷705番地17
　テット・ティーリ・ゾウ　昭和52年４月29日生
住所　東京都北区東十条３丁目３番１―404号
　インクム・ゾウ・マイ　昭和43年８月９日生
　セン・ジャ　昭和46年５月24日生
　インクム・ゾウ・セン　平成17年８月30日生
　インクム・セン・ソム・マイ　平成19年６月22日生
住所　東京都世田谷区松原６丁目19番８号
　許誠　昭和46年７月２日生
住所　新潟県村上市笹平761番地
　姚磊　平成３年12月４日生
住所　新潟市東区松島２丁目１番１号
　高鴻国　昭和45年９月25日生
住所　福島県石川郡石川町字大室478番地
　王慧珍　昭和46年８月15日生
　劉思宏　平成５年３月28日生
　譚佳月　平成12年１月22日生
住所　東京都江戸川区東葛西３丁目13番17号
　張聖鷹　昭和52年10月13日生
　陳婉君　昭和50年９月16日生
住所　東京都八王子市大和田町５丁目７番７―302号
　劉冬梅　昭和45年１月21日生
住所　山形県酒田市大豊田字星川23番地
　黄惠順　昭和39年11月５日生
　李紅実　昭和63年１月10日生
住所　千葉県市川市南行徳３丁目13番１―202号
　全相浩　昭和53年７月17日生
　朴春姫　昭和53年５月20日生
住所　岐阜県美濃加茂市西町２丁目196番地
　董暁光　昭和55年４月２日生
住所　埼玉県加須市東栄１丁目14番36号
　高傑　昭和30年12月13日生
　何佳玉　昭和44年１月８日生
住所　東京都江東区大島６丁目１番６―1360号
　朴雄求　昭和53年３月１日生
住所　東京都足立区綾瀬２丁目37番９号
　紀麗娜　昭和52年８月29日生
住所　山口県周南市大字徳山1019番地13
　李美淑　昭和42年９月７日生
住所　千葉県市川市相之川１丁目13番１―205号
　高仁五　昭和52年２月１日生
住所　千葉市美浜区高洲２丁目８番８―907号
　施綺斌　昭和60年12月18日生
住所　埼玉県新座市東北２丁目31番５―301号
　崔嗣奇　昭和55年２月４日生
住所　埼玉県八潮市大字伊勢野230番地１
　王希　昭和50年８月24日生
　郁籟羽　昭和53年９月28日生
住所　さいたま市岩槻区大字浮谷2042番地１
　李昌元　昭和50年８月27日生
　李宜珍　平成17年７月19日生
　李唯珍　平成21年２月10日生
住所　京都府南丹市美山町上平屋溝中18番地
　王妍燕　昭和44年９月８日生
住所　千葉県松戸市南花島４丁目66番地１
　于永慶　昭和53年11月12日生
　許天琳　昭和57年６月17日生
住所　横浜市鶴見区駒岡３丁目30番Ｃ―303号
　任碩学　昭和59年10月30日生
住所　神奈川県茅ヶ崎市円蔵１丁目20番22号
　金文権　昭和44年12月７日生
　李華　昭和49年１月17日生
　金冠羽　平成14年８月７日生
住所　川崎市幸区南幸町２丁目68番地
　崔雪梅　昭和51年５月16日生
　崔煜翔　平成17年２月８日生
住所　神奈川県伊勢原市坂戸551番地１
　崔泰林　昭和38年９月18日生
　李明淑　昭和40年11月11日生
　崔莉雅　平成５年10月21日生
　崔耕一　平成15年３月10日生
住所　神奈川県伊勢原市沼目1705番地６
　張家輝　昭和52年７月18日生
住所　神奈川県綾瀬市寺尾南２丁目18番21号
　李雲秀　昭和50年10月13日生
　宋子豪　平成20年７月11日生
住所　神奈川県厚木市妻田南１丁目15番24号
　謝勇　昭和51年９月４日生
住所　東京都足立区竹の塚１丁目20番２―101号
　アブダルファッター・ヒルハビブ・セハメド・アハメド　昭和44年７月８日生
住所　岐阜市茜部菱野３丁目１番地
　叶雯　昭和58年５月26日生

○国税庁告示第七号

行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）第十三条第三項第二号の規定に基づき、国税庁の保有する行政文書の開示に係る手数料の納付を事務所において現金でするごとができる事務所を定める件（平成十三年国税庁告示第三号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年三月十一日

国税庁長官　加藤　治彦

網走税務署の項中「東五丁目九番地」を「東六丁目八番地」に改め、岡山東税務署の項中「岡山市天神町」を「岡山市北区天神町」に改め、岡山西税務署の項中「岡山市伊福町」を「岡山市北区大寺中」に改め、西大寺税務署の項中「岡山市東区瀬戸町」に改め、宮古島税務署の項中「宮古島市平良字東仲宗根」を「宮古島市平良字東仲宗根」に改める。

○国税庁告示第八号

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八号）第十八条第三項第二号の規定に基づき、国税庁の保有する個人情報の開示請求に係る手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を定める件（平成十七年国税庁告示第八号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年三月十一日

国税庁長官　加藤　治彦

網走税務署の項中「東五丁目九番地」を「東六丁目八番地」に改め、岡山東税務署の項中「岡山市天神町」を「岡山市北区天神町」に改め、岡山西税務署の項中「岡山市伊福町」を「岡山市北区大寺中」に改め、西大寺税務署の項中「岡山市東区瀬戸町」に改め、宮古島税務署の項中「宮古島市平良字東仲宗根」を「宮古島市平良字東仲宗根」に改める。

○文部科学省告示第四十二号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第七十八条第一項の規定により、次の表に掲げる有形の民俗文化財を重要有形民俗文化財に指定する。

平成二十二年三月十一日

文部科学大臣　川端　達夫

名称及び員数	内容	所有者	所有者の住所
静浦及び三辺地区の沼津内浦・静浦漁業用水揚場一九点	網漁具　二二五〇点 釣漁具　六七六点 突漁具　二七九点 磯物採取用具　二七七点 陥穽漁用具　三七七点 畜養・養殖用具　四四点 漁船及び網小屋用具　一七一点 繕漁船用具・漁具製作及び修繕　七五〇点 交易運搬用具　四三点 水産加工用具　一一一点	沼津市	静岡県沼津市